

全国爆音訴訟ニュース

発行：全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 発行日：2015年5月5日

連絡先：〒242-0028 神奈川県大和市桜森フロント 1F 第四次厚木爆音訴訟原告団気付

発行責任者：藤田榮治 TEL：046-200-5505 FAX:046-261-5615 E-Mail：wu9m-situ@asahinet.jp

No.2

巻頭言

安倍政権における集団的 自衛権行使容認と憲法の危機

第四次厚木爆音訴訟弁護団 弁護士 石黒 康仁

1 政府は、2014年7月1日、これまでの憲法解釈を変更して「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合には集団的自衛権行使等を容認する内容の閣議決定を行い、そして、今、これに基づいて自衛隊法の改正案や国際平和支援法案（仮称）などを今国会に提出しようとしている。

今、我が国は、国のあり方、基本に関わる大きな岐路に立っている。まさしく憲法の危機といえる状況にある。

2 第2次安倍政権は、2012年12月の発足以来、憲法を蔑ろにし、そして右傾化の道をつまみ走っている。まずはその経過を概観してみよう。

当初は、憲法を国民の手に取り戻すなどと訳の分からぬ理由をつけて憲法改正要件（憲法第96条）を緩和しようと試みたが、国民の強い反対を受けてこれを断念し、他方では2013年2月に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を再度立ち上げ、同年8月には集団的自衛権の容認論者と見られる人物を内閣法制局長官に登用する異例の人事を行い、同年10月には日米外務・防衛閣僚会議において集団的自衛権の行使を前提とする日米防衛協力のための指針（ガイドライン）を改訂することに合意した。これと平行して2013年10月には国民の知る権利に反し安全保障に関する情報へのアクセスを制限する特定秘密保護法案を国会に提出し、同年12月6日、世論の強い反対を押し切り、十分な審議を尽くすことなく強引に可決成立させた。そして2014年5月15日、「集団的自衛権の行使も国連の集団的安全保障措置への参加も憲法上の制約はない」とする安保法制懇の報告を受けて、安倍首相は、母と子が乗る米艦船が攻撃

を受けるパネルを示して、自衛隊が防護できなくていいのかと記者会見で訴えた。設定されたケース自体の非現実性と情緒的なパネルと高揚した話しぶりは、凡そ一国の宰相としての器を問われかねないお粗末なものであった。その後の与党協議では、米軍が憲法9条2項の「戦力」には該当しないとされた最高裁砂川事件判決でも集団的自衛権は否定されていないと勝手に解釈し、与党にしがみつく公明党はなすすべもなく押し切られ、同年7月1日に自衛の措置としての集団的自衛権行使を容認する旨の閣議決定がなされるに至った。

同決定では、新たに武力行使の新3要件（①我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他の適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力を行使すること）をあげ、集団的自衛権行使容認に向けて舵を切ったのである。

3 しかしながら、この閣議決定は、これまでの歴代政府によって維持されてきた憲法解釈（「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」）を真っ向から否定するものであり、憲法上「違憲」とされたものを解釈によって「合憲」とする憲法破壊の暴挙であった。

このような安倍政権の動きに対して、日弁連は、憲法前文や第9条に基づく恒久平和主義という基本原理（P2下段△に続く）

この間の取り組み

第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団
事務局長 平良真知

1. 辺野古新基地建設阻止の闘い 「辺野古基金」を創設

辺野古新基地建設問題への沖縄の民意は、約8割が「反対」です。

- ・2014年1月の名護市長選では「反対」の稲嶺進現市長が当選。
- ・同年11月の沖縄知事選では「反対」の翁長雄志さんが現職の仲井間氏に10万票の大差をつけて当選。
- ・同年12月の衆院議員選では1区赤嶺政賢、2区照屋寛徳、3区玉城デニー、4区仲里利信の各氏が当選し、辺野古反対派全員が当選。

これで3大選挙全てで辺野古新基地反対が完全勝利し、民意は確定しました。

知事選の際には、全国基地連からも「為書き」やカンパ、辺野古への連帯座り込み闘争や運動の弱い地域への緊急ビラ配り行動に奮闘して頂きました。それをきっかけに地元の運動に弾みがつきました。長時間のビラ配り行動に深く感謝申し上げます。本当に有り難うございました。

沖縄の民意は圧倒的に辺野古新基地建設反対です。しかし、卑劣にも負けを認めたくない日本政府は、沖縄の民意を無視し辺野古新基地建設の強行に奔走しています。その姿は民主主義をかなぐりすてた蛮行であり、絶対に許すことは出来ません。

そこで沖縄民衆は辺野古ゲート前、大浦湾上で日々国家権力との闘いに決起しています。平和運動センターの山城博治議長などの不当逮捕、大浦湾上での辺野古ブルーカヌーチームへの暴力、人権侵害等の弾圧にもめげず、「県民は屈しない」のスローガンのもと、闘いは燎原の火のごとく広がりを見せています。

(P 3 ◇からの続き)
けてきた。

「国体護持・本土防衛の捨て石」とされた沖縄戦から70年の節目にあたり、私たちは、沖縄戦の地獄を再び繰り返すことがないように、オール沖縄の「島ぐるみ会議」と共に、建白書の「オスプレイ配備撤回・普天間閉鎖・辺野古断念」を実現し、誇りある豊かな沖縄、基地のない平和な沖縄を築き上げていくために奮闘することを誓うものである。

なお、普天間爆音訴訟は提訴から3年を過ぎ、これまで12回の口頭弁論において、憲法違反の普天間基地、W値75のコンター内側ではないものの実質的にはW値75と同程度の騒音暴露状況にある原告の訴えも認めるべきこと、などを特徴として主張してきた。

嘉手納爆音の各支部、具志川支部、石川支部、嘉手納支部、沖縄支部、読谷支部、北谷支部の全6支部が辺野古新基地阻止行動に立ち上がっています。

そして、4月9日には県議会と党派や県経済界の有志、故菅原文太さんの奥さんも代表世話人となり「辺野古基金」が立ち上げられました。基金は米紙への意見広告、辺野古阻止にむけた各種取り組みに活かされ、県内、全国に基金への参加を呼びかけています。基金への呼びかけは「辺野古問題」に多くの国民が関心を持っていただきたい、との願いが込められています。

辺野古新基地建設の阻止に向け、全国基地連の皆様のご協力を、今後ともよろしくお願い申し上げます。

2. 裁判闘争の取り組み ～爆音による「睡眠妨害と健康」について～

これまでの嘉手納爆音訴訟判決において、嘉手納基地の米軍機による原告らへの睡眠妨害は認定するが、「基本的生活利益の侵害」に止まっていた。

健康被害については、一顧だにされませんでした。本訴訟では、睡眠は人間の健康にとって最も基本的な条件であり、睡眠の健康影響についての知見の集積から、原告らが睡眠妨害により深刻な健康被害を現に受けているか、少なくとも健康被害が生じる高度な危険性があることは明らか、と主張するものです。

(1) 第10回口頭弁論での主張

- ・開催期日 2014年2月27日(木) 10時～12時
- ・開催場所 那覇地方裁判所沖縄支部
- ・原告参加人員 120人

37人の原告傍聴人で埋まった法廷で、立野嘉英弁護士が欧州WHOの論文を中心に「睡眠と健康」について主張しました。(P 5 △に続く)

次回の第13回口頭弁論からは、原告・参考人など証人調べ、現場検証など、被害実態を直接主張する段階に入ることになる。ご支援をお願いしたい。



2015年3月21日：辺野古瀬高の浜 3900人県民集会

(P 4 △からの続き)

その主な内容は次の通りです。

爆音などで睡眠不足になると、脳機能が低下し、これによって意欲低下、情緒不安定、注意力、集中力、記憶力の低下がもたらされます。

また睡眠妨害が脳・心臓疾患をはじめとする各種健康被害の発症リスクを高めることは、欧州WHO（世界保健機関）によっても確認されています。ところで日本の脳・心臓疾患（いわゆる過労死）の労災認定基準は、睡眠時間の短縮がもたらす疲労の蓄積を考慮して策定されています。1日4～6時間以下の睡眠不足状態では、脳・心臓疾患の有病率や死亡率を高めるといふ知見を基にしています。つまり、〈睡眠短縮→心拍数の増大及び血圧上昇→脳・心臓疾患発症リスクの増大〉になります。

(2) 第15回口頭弁論での主張

- ・開催期日 2015年2月26日(木) 10時～16時
- ・開催場所 那覇地方裁判所沖縄支部
- ・原告参加人員 115人
- ・証人 佐々木 司氏(公益財団法人労働科学研究所 研究主幹)

本口頭弁論は、睡眠障害について佐々木先生に証言を頂きました。先生の証言について、被告国側からの反対尋問は一切無く、逆に佐々木先生から教を請う場面や事実確認だけが目立ちました。

法廷を満席(37人)にした原告の皆さんから「脳は寝ていても、爆音があると、心拍数は高くなり心臓に負担がかかるんだね」と感想が聞こえました。

以下に佐々木先生の主な証言内容を報告します。

○航空機騒音と睡眠、健康への影響

- ・睡眠は量と質から構成され、睡眠の質の劣化が健康影響を生じさせる。
- ・睡眠は、ノンレム睡眠とレム睡眠で構成される。
- ・レム睡眠は、ストレスの解消に必要な睡眠。脳・心臓疾患に関係する。
- ・レム睡眠が減ると、自律神経機能が、かなり興奮し心拍数は異常に高くなる。
- ・レム睡眠時の自律神経機能が興奮すると、血管に異常なストレスがかかる。
- ・それは、血管内皮機能の低下を介して脳・心臓疾患のリスクとなる。
- ・血管内皮機能の低下は、血管を柔らかくする一酸化窒素(NO)を抑制し、プラーク形成、血栓形成と進展し、脳・心臓疾患を生じさせる。
- ・音圧レベルが高くなると血管内皮機能は低下する。また、有病者ではより顕著に騒音が血管内皮機能を低下させる。
- ・大脳皮質系と自律神経系の関係では、脳波覚醒がなくても心電図覚醒はある。
- ・音圧レベルが低くても心電図覚醒はある。

- ・軍用機騒音は睡眠感を悪化。同時にうつ、不安、ストレスを生じさせる。

○原告の睡眠妨害アンケート

- ・ルミネーション(過去を思い悩むこと)による入眠困難
「爆音がいつ来るかと思うと寝付きが悪い」(W 95, 北谷町砂辺女性)
- ・ルミネーションによる早期覚醒
「又朝早く目が覚めてしまう心配がある。十分眠れない」(W 90, 北谷町砂辺 男性)
- ・アプリヘンション(未来を思い悩むこと)による入眠困難
「また不安がありそうで眠れない」(W 90 北谷町男性)
- ・疲労の回復不全
「睡眠不足になると耳の中がキーンと耳鳴りがあり、頭はフラフラ感、身体がだるくなる」(W 95, 北谷町砂辺 女性)
- ・精神的ストレスの解消不全
「イライラして子どもをどなったりする事がある。少しのことで怒る」(W 90, 北谷町砂辺 男性)
- ・自律神経の興奮
「血圧が上がり、脈拍もあがる。嫌だ」(W 90, 嘉手納町屋良 女性)



「那覇セルラースタジアム」の大群衆は1万5千人で2014年11月1日に行われた「オナガ必勝総決起集会」



演壇の写真は菅原文太さんの発言で、近くにオナガ候補も写っています。菅原文太さんは、その1ヶ月後に他界されました。菅原文太さんのご冥福を祈ります。

横田基地問題に取り組んでいる他の団体との共同行動が必要との考えにより、オスプレイに関する連絡会(私たちを含め6団体)立ち上げともに活動を進めています。(6団体名で抗議集会を組織、住民、市民の反対の意思を示すこと、監視行動に力を尽くしています。)

◇第5次・第6次小松基地爆音訴訟原告団

2011年に行った医学調査の裏打ちとするために原告全員アンケートを実施中。

全国爆音訴訟ニュースNo3(次号)にその結果を掲載する予定です。

◇岩国爆音訴訟原告団

岩国初の基地訴訟は、地裁・結審(2月5日)で弁論終結

2009年3月23日に提訴した岩国爆音訴訟は、2015年2月5日に第30回口頭弁論及びオスプレイ飛行差止訴訟第9回口頭弁論(併合審理)が行われました。この日で弁論が終結し、結審しました。

第30回口頭弁論においては、原告団長をはじめ原告3名の意見陳述、嘉手納、普天間、厚木、小松、第9次横田、第2次新横田の弁護団からの応援弁論、岩国弁護団の意見陳述が行われました。

また、全国の爆音訴訟原告団からも応援に駆けつけていただき、報告集会において、激励の言葉をいただきました。特に、この日のために用意していただいた全国の幟旗を飾ることができ、岩国原告団が全国原告団とのつながりの中でここまで来ることができたことを改めて確認し、連帯を深めることができました。

駆けつけてくださった原告団、弁護団に心から感謝をいたします。

また、翌日には、全国の原告団、弁護団の方々に岩国基地をめぐる状況をフィールドワークし、現在、米軍再編最終報告に伴い厚木から空母艦載機部隊の移駐を前提とした建設工事の進んでいる岩国基地や厚木の空母艦載機部隊のための米軍家族住宅及び米軍スポー

ツ施設の建設用地の造成工事が行われている現場を見ていただくことができました。

第30回口頭弁論においては、判決言い渡しの期日指定はなされず、追って指定されることになりました。判決言い渡し期日が決まり次第、全国の訴訟団にご案内させていただきます。

岩国では、初めての爆音訴訟であり、岩国基地を離着陸する軍用機がもたらす爆音の違法性を認めさせなければなりません。しかも、岩国では、飛行差止と損害賠償請求の他に厚木からの空母艦載機部隊と普天間からの空中給油機の移駐差止およびオスプレイの飛行差止も求めています。

第4次厚木爆音訴訟に続いて判決が言い渡されることになりました。厚木で前進した飛行差止や健康被害の認定などを一歩でも前進させることができるように、判決言渡しまでできうることをしていきたいと考えています。

また、全国のみなさまにご協力をお願いすることもあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

◇第9次横田基地公害訴訟原告団

オスプレイ飛来・配備、パラシュート降下訓練等、問題点噴出の横田基地

1 裁判の現状(昨年12月以降に行われた裁判)

本年1月29日(第9回)、4月23日(第10回)と2回の口頭弁論が行われました。

そして、今後、6月25日、9月24日と、2回の弁論が入る予定になっています。

① 1月29日・第9回口頭弁論

原告側は、国の主張する「公共性論」に反論し、被

告国は、原告側が提出した「訴状」の請求原因に対する認否とその他の主張を行いました。

② 4月23日・第10回口頭弁論

原告側は、防音工事の問題点とその防音工事によって慰謝料を減額すべきではないことを主張し、また、今後の主張予定を提出しました。

一方、被告国は、訴訟進行についての上申書を提出、
(P8下段◇に続く)

3月3日

政府交渉が行われる

～今後の交渉に生かすことで成果に繋げよう～

去る3月3日、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、外務省、防衛省、環境省に対し、以下の要求を掲げて、各1時間ずつの交渉をもった。なお、この交渉は、近藤昭一（民主党）衆議院議員を代表とする沖縄等米軍基地問題議員懇談会を仲介として、また、これらをセットするに当たっては平和フォーラムの協力を得て行ったものです。

この日の参加者は、全国の各原告団や共闘団体から31名、前述の議員懇談会から8名（議員秘書を含む）でした。

◇要請書前文

基地爆音被害を解消し、基地周辺住民の生活環境の早期改善を求める要請書

私たちは、全国各地に存在する米軍基地および自衛隊基地周辺で生活を営んでいる住民です。

私たちは、今日まで半世紀以上にわたり、これらの基地を使用する米軍機や自衛隊機の爆音による、身体的被害や精神的被害、生活破壊、航空機の墜落や部品落下事故、さらには地域発展の阻害など、「基地が存在すること故の様々な被害」を被ってきました。

私たちは、このような基地被害を解消し、「平和で静かな生活環境を取り戻す」ため、「基地を使用する航空機の夜間～早朝の飛行差し止め」、「爆音被害に対する損害賠償」などを求めて、1975年に小松基地周辺住民が、次いで横田、厚木、嘉手納、普天間、岩国の基地周辺住民が各地の地裁に提訴しました。そして、その後高裁から最高裁に至る裁判と判決を経て、「爆音は住民の受忍限度を超え、違法状態にある」との明確な司法の判断が、何度も示されてきました。

一方、こうした司法の判断が示されているにもかかわらず、歴代の政府は、違法状態にある基地被害の抜本的な解決を図ろうとしてきませんでした。

ところで、第二次安倍政権の誕生以来、国の基地問題に対する姿勢は、日米の米軍再編合意を含め、国防最優先を前面に押し出しています。それは、全国各地で行われるようになった低空飛行訓練をはじめとする最前線を想定した軍事訓練の実施が物語っています。

また、MV-22に続くCV-22オスプレイの日本配備については、一昨年以來、米政府・米軍関係者が「日本に配備する」と発言している中で、日本政府は「米国政府からは何も聞いていないから答えられない」という無責任な態度をとっています。これでは、決定を覆せない段階で公表しようとしているのではないかと疑わざるを得ません。墜落事故等が多発するオスプレイを配備することは、日本国民の生命、財産を危機に陥れることであり、爆音被害をこれ以上増大させることになり、許されることではありません。

私たちは、政府が、憲法が保障している基本的人権、平和的生存権を、私たち基地周辺住民にも保障すべきであるとの思いを込めて、司法が示した「違法状態にある爆音被害」の早期解消を中心とした別紙の要求項目をまとめました。

貴職におかれましては、永年にわたり過酷な爆音被害に曝され続けている私たち基地周辺住民の願いを真摯に受け止めて、「爆音のない平和で静かな空」を一日も早く実現するために、誠意を持って今要求を検討され、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議宛に、文書をもって回答することを要請いたします。

(P 9 上段〇に続く)

(P 7◇からの続き)

環境庁方式コンター及び環境庁方式による昼間騒音控除後コンターを住宅地図におとした上で、個別原告の居住場所と当該コンターとの関係についてなどを、今後主張する予定であるとしています。

原告による被害の主張（原告本人尋問や現場検証など）は、今年末～来年になる見込みです。

2 運動の現状

以下の2つの大きな問題について、「横田基地に係る6つの団体」や「オスプレイと飛行訓練に反対する東日本連絡会」などと共闘して、抗議や要請などに取

り組んでいます。

①オスプレイ問題

MV-22の飛来・訓練の問題、CV-22の配備問題。

②パラシュート訓練問題

日米合意によって、（現在も）沖縄県伊江島で行われている訓練が、日米の協議を経ずに横田基地でも行われていることに対し、周辺自治体や周辺住民が「おかしい」と感じていないことが問題です。

今後は、これらの事案について、その危険性や問題点を広く訴えていく活動を考えていく予定です。

(P 80からの続き)

◇要求書 (外務省・防衛省宛)

1. 基地の運用について全国一律の基準を設けること。
2. 全国の基地周辺地域住民に良好な生活環境を提供するために設けられた日米合同委員会合意事項や政府が関わった協定・確認事項 (以下、「事項」と表記) を守り、守らせること。また、各事項が結ばれた経緯・趣旨に従い、但し書きを乱用しないこと。
なお、各事項について、その実態を調査・検証し、結果と今後の対策について、該当基地周辺自治体や周辺住民に公表すること。
3. 軍用機の市街地上空における飛行を行わないこと。
4. 欠陥機オスプレイの配備・運用を中止すること。
5. 沖縄の民意に従い、普天間基地を即時無条件撤去し、辺野古と東村高江の新基地建設を即時中止すること。
6. 裁判所が下した全国の基地訴訟判決を尊重し、違法状態を解消するために、さらなる基地周辺住民への被害軽減策を講じること。
7. 全国の各基地で起きている以下の危険な状況・問題点を、緊急に解決させること。
 - ①嘉手納基地への外来機乗り入れを中止させること。
 - ②実弾の射撃訓練を止めさせること。
 - ③米軍戦闘機 F35 を日本に配備させないこと。
 - ④岩国基地への厚木基地からの空母艦載機部隊移駐案を白紙撤回すること。
 - ⑤岩国市・愛宕山の米軍関連施設の建設中止及び計画を白紙撤回すること。
 - ⑥小松基地周辺において、市街地上空を飛行しない「中島方式」を厳守すること。
 - ⑦厚木基地訴訟判決 (2014年5月横浜地裁) における「自衛隊機の差止」について、米軍機に対しても同様の措置を取ること。
 - ⑧横田基地内を目標として行われている人員降下訓練、物資投下訓練を中止すること。

◇要求書 (環境省宛)

1. 自衛隊・米軍に対し、環境基本法の航空機騒音の環境基準を守らせる具体的な対策を講じること。
2. 航空機騒音の環境基準設定にあたって、飛行時刻や飛行コース、運用基準等が特定されない軍事基地周辺地域について、より厳しい基準を設けること。
3. 航空機騒音の人体に及ぼす医学的影響について、国費で調査研究を行うこと。
なお、低周波音の人体に及ぼす医学的影響については、早急に環境基準を設けること。
4. 新基地建設を進めようとしている沖縄県辺野古と東村高江における環境破壊について早急に調査し、問題のある場合は、新基地建設を中止させること。
5. 岩国基地の沖合理め立て工事で消滅した藻場干潟

を回復させるための措置を、より具体的に講じること。

なお、この交渉に先立って、2月22日にキャンプシュワブ・ゲート前で、名護市辺野古移設に反対する沖縄平和運動センター議長の山城さんら2人を拘束した件について、外務省と防衛省に抗議・要請を行った。

◇抗議・要請書 (外務省・防衛省・国土交通省・国家高温委員会宛)

辺野古への新基地建設工事即時中止の声をあげる市民に対する過剰警備を止めることを求める要請書

本日の要請項目の中で、私たちは、日米両政府が沖縄県民の民意を無視して推し進めようとしている沖縄・辺野古の新基地建設工事を即時中止することを求めています。

「辺野古新基地建設反対」という沖縄県の民意は、2014年1月の名護市長選挙、11月の沖縄県知事選挙、12月の衆議院議員選挙において明確に示されたと考えるからです。そして、沖縄県内各所から多くの県民やそれに共感する全国の市民が、毎日、新基地建設工事中止を求めて、キャンプ・シュワブ前に集まっています。

しかし、国はボーリング調査を強行するために45トンもあるブロックの塊を海に投げ込み、珊瑚礁を砕くなどの環境破壊すら起こしました。そして、2015年2月22日、キャンプ・シュワブのゲート前において、米軍が雇用している基地従業員が市民2名を不当に拘束し、名護警察が身柄を引き取り逮捕、1日半にわたって拘留しました。拘束された市民は意図的に提供区域に入ったわけではなく、米軍が雇用している基地従業員によって無理やり提供区域内に引きずりこまれたもので、理不尽にも、後ろ手に手錠をかけられ、拘束されたのです。

本来、国民の命を守る立場である日本の警察は、このような米軍側の許されざる行為に対して抗議をするべきであるのに、米軍の言われるままに2名を逮捕、拘留し、長時間にわたる取り調べを行いました。

このように沖縄県民をはじめ新基地建設に反対する市民に対する暴力的な弾圧は、陸上だけではなく海上においても行われています。さらには、警察、海上保安



庁だけではなく、北部国道事務所、沖縄総合事務局の職員など国家公務員までも動員しており、過剰警備と言わざるを得ません。まさに、市民の声を力で抑圧する戦前の独裁政治を彷彿とさせる行為です。

私たちは、以上の点を踏まえ、以下の3項目について申し入れます。

1. 2015年2月22日に米軍が雇用している基地従業員が行った市民に対する不当な拘束事件について米軍および警察・検察の責任を明らかにすること。
2. 那覇地検に対し、上記事件で拘束された市民2名

に対し誤った処分を行わないようにはたらきかけること。

3. 名護署、海上保安庁、北部国道事務所、沖縄総合事務局に対して、過剰警備を止めるように指導すること。

今回は、衆議院議員会館の会議室1か所で、私たちが移動することなく、各省1時間ずつ計3時間の交渉でした。各省から十分な回答は得られなかったものの、今回の交渉結果を次の交渉につなげていくことを確認し、今回の行動を終えた。

全国基地爆音訴訟連絡会・岩国支援行動 (2/5-2/6)



2/5 報告集会で全国基地連の幟旗をバックに挨拶する津田団長



2/5 全国の弁護士、原告団との交流会



2/6 岩国基地フィールドワーク (岩国基地を臨む)



2/6 岩国基地フィールドワーク…爆音訴訟の会・共同代表の田村さんの説明

【目次】

- ▶安倍政権における集団的自衛権行使容認と憲法の危機 …… 1～2
- ▶各原告団からの報告
 - 第四次厚木… 2～3 ○第2次普天間… 3～4
 - 第三次嘉手納… 4～5 ○第2次新横田… 6～7
 - 第5次・6次小松… 7 ○岩国… 7
 - 第9次横田… 7～8
- ▶3月3日・政府交渉が行われる… 8～10
- ▶2/5, 2/6 岩国支援行動 (写真) …… 10

【編集後記】▶前回同様、諸事情で発行予定が1ヶ月ほど遅れました。▶この間、安倍内閣は軍事基地の運用に大きな影響を及ぼす決定を、国会の審議も経ずに行っています。▶そういえば、このところ、基地の警戒が厳しくなった感じがあります。▶次回発行は2015年秋口を目指します。▶6月3日(水)に、全国公害被害者総行動における外務省・防衛省・環境省交渉が行われます。3月3日の政府交渉を踏まえ、少しでも実りある交渉するためにご協力ください。(F)